

5 類移行後の診療報酬特例等の整理(簡易版)

令和5年5月2日

公益社団法人 東京都医師会

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、5類に変更されることに伴い、今まで通知されていた臨時的な取扱いについても変更されることになりました。変更点が多岐にわたっているため、5月8日以降、医療機関で算定できる特例について外来を中心に取り纏めました。以前と変更の無い項目についても記載しております。

なお、これまで発出された臨時的な取扱い(その1~81)までの取扱い(例えば、陽性患者の電話診療に係る「二類感染症患者入院診療加算(電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱)」250点など)は5月7日をもって廃止され、5月8日以降は令和5年3月31日付厚生労働省事務連絡に基づく取扱いとなります。

<< 外 来 >>

算定項目	5月7日までの臨時的取扱い	5月8日以降の特例
新型コロナウイルス感染患者の診察	950点 【救急医療管理加算1】 ※中和抗体薬投与時の特例(3倍)あり	147点 【特定疾患療養管理料 (100床未満・療養指導)(特例)】 請求コード:113045550 ▶ 家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養指導を実施 ▶ 発症日から7日以内、算定可能 ※中和抗体薬投与時の特例(3倍)は終了
		950点/回 【救急医療管理加算1 (入院調整)(特例)】 請求コード:113045850 ▶ コロナ患者の入院調整を行い、診療情報提供料1を算定している ▶ 小児科外来診療料等も算定可能
感染予防対策を行った上で感染患者や疑い患者の診療	300点 【院内トリアージ実施料】 ▶ 全ての医療機関	① 300点 【院内トリアージ実施料(特例)】 請求コード:113045350 ▶ 外来対応医療機関で受入患者を限定せず、公表されている医療機関 ※8月末迄に移行する場合も可 ▶ 初・再診料が包括されている医学管理料においても算定可能
		② 147点 【特定疾患療養管理料 (100床未満の病院)(特例)】 請求コード:113045450 ▶ 上記①以外の医療機関 ▶ 初・再診料が包括されている医学管理料においても算定可能

<p>オンライン診療</p> <p>▶ 介護老人福祉施設等に入所している感染患者</p>	<p>_____</p>	<p>950 点</p> <p>【救急医療管理加算1 (オンライン)(特例)】</p> <p>請求コード:180070250</p> <p>▶ 医師が看護師と共にオンライン診療を実施</p>
<p>罹患後症状(後遺症)の療養管理に対する評価</p> <p>▶ 対面診療</p> <p>▶ 必要に応じ精密検査や専門医に紹介</p>	<p>_____</p>	<p>147点(3か月に1回)</p> <p>【特定疾患療養管理料(100床未満・罹患後症状持続)(特例)】</p> <p>請求コード:113045950</p> <p>▶ 診断後3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している回復患者</p> <p>▶ 都の「コロナ後遺症対応医療機関」に登録する必要がある</p>

電話や情報通信機器を用いた診療の特例

令和5年7月31日終了

算定項目	5月7日までの臨時的取扱い	5月8日以降の特例
初診料	214 点	<p>214 点</p> <p>【初診料(文書による紹介がない患者の場合)(初減)(特例)】</p> <p>請求コード:111016150</p>
再診料	73 点	<p>73 点</p> <p>【電話等再診料(特例)】</p> <p>請求コード:112026750</p> <p>▶ 従来算定要件による電話再診は、8月1日以降も算定可能</p>
外来診療料	74 点	<p>74 点</p> <p>【外来診療料(特例)】</p> <p>請求コード:112026850</p>
初・再診及び外来診療料	乳幼児加算、時間外加算、休日加算等は要件を満たせば算定可能	乳幼児加算、時間外加算、休日加算等は要件を満たせば算定可能
医学管理料 (診療計画に基づく慢性疾患等定期受診患者)	<p>147 点</p> <p>【慢性疾患等の診療】</p>	<p>147 点(月1回)</p> <p>【慢性疾患等の診療(特例)】</p> <p>請求コード:113045650</p>
通院・在宅精神療法算定患者	<p>147 点</p> <p>【精神疾患の精神療法】</p>	<p>147 点(月1回)</p> <p>【精神疾患の精神療法(特例)】</p> <p>請求コード:180070750</p>
がんゲノムプロファイリング評価提供料	_____	12,000 点
<p>注意:令和5年8月以降も情報通信機器を用いた診療を行おうとするものについては、再診料又は外来診療料注1ただし書きに規定する「情報通信機器を用いた診療に係る施設基準」を令和5年7月31日までに届け出ること。</p>		

外来医療費の自己負担軽減特例（往診、訪問診療等も同様の取扱い）

項目	5月7日まで	5月8日以降
公費支援対象	新型コロナウイルス感染症に係る全ての医療費が公費支援対象 (検査料、判断料、薬剤料、処方箋料等を含む)	新型コロナウイルス治療薬の薬剤料のみ公費支援対象 (解熱剤や処方箋料等は公費対象外)
公費負担番号	公費負担番号 【28136802】 受給者番号 【9999996】	公費負担番号 【28132801】 受給者番号 【9999996】

<< 在宅医療(往診、訪問診療等) >>

算定項目	5月7日までの臨時的取扱い	5月8日以降の特例
院内トリアージ 実施料 ▶ 感染対策を行う ▶ 往診、訪問診療 ▶ 感染患者又は疑い患者	300点	300点 【院内トリアージ実施料(特例)】 請求コード:113045350
緊急に実施した 往診や訪問診療 ▶ 感染患者	4,750点 【救急医療管理加算1の5倍】 ▶ 中和抗体薬を投与した場合 2,850点 【救急医療管理加算1の3倍】 ▶ 中和抗体薬を投与しない場合	950点 【救急医療管理加算1 (緊急の往診等)(特例)】 請求コード:180070050
	325点、650点、750点、850点 【緊急往診加算】	325点、650点、750点、850点 【緊急往診加算】
同一患家2人目 以降の往診 ▶ 感染患者	2,850点 ▶ 2人目以降の往診料は算定できないが、中和抗体を投与しない救急医療管理加算1の3倍は算定可能	950点 ▶ 2人目以降の往診料は算定できないが、【救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例)】は算定可能
在宅酸素療法 指導管理料2 ▶ 感染患者	2,400点 ▶ 新型コロナウイルス感染者も対象 ▶ 酸素ボンベ加算等も、算定要件を満たしていれば算定可能	2,400点 【在宅酸素療法指導管理料 (その他)(特例)】 請求コード:114055550 ▶ 新型コロナウイルス感染者も対象 ▶ 酸素ボンベ加算等も、算定要件を満たしていれば算定可能

<< 在宅医療(訪問看護) >>

算定項目	5月7日までの臨時的取扱い	5月8日以降の特例
感染患者及び疑い患者に訪問看護・指導を実施する場合	250点 【在宅移行管理加算】	250点 【在宅移行管理加算(特例)】 請求コード:114056450

感染患者に緊急に訪問看護・指導を実施する場合	265点 【緊急訪問看護加算】	265点 【緊急訪問看護加算(特例)】 請求コード:114056550
	1,560点 【長時間訪問看護・指導加算等 (520点)の3倍】	520点 【長時間訪問看護・指導加算等】 ▶ 時間を問わない
感染患者の訪問看護・指導計画を作成し訪問看護・指導を実施する場合	—————	260点 【長時間訪問看護・指導加算等 (520点÷2)】 ▶ 時間を問わない
在宅訪問看護指導料等及び特別訪問看護指示加算 ▶ 感染患者	14日を超えて週4日以上 of 頻回の訪問看護・指導が必要な場合、同一月に更に14日を限度に在宅患者訪問看護・指導料等を算定できる。また、同様に、同一月に2回特別訪問看護指示加算(100点)を算定できる。	14日を超えて週4日以上 of 頻回の訪問看護・指導が必要な場合、同一月に更に14日を限度に在宅患者訪問看護・指導料等を算定できる。また、この場合、同一月に2回特別訪問看護指示書を交付することができ、2回目の交付であっても、特別訪問看護指示加算(100点)を算定できる。

<< 介護医療院等又は介護老人福祉施設 >>

算定項目	5月7日まで	5月8日以降
入所中の感染患者への緊急往診	2,850点 【救急医療管理加算1の3倍】	2,850点 【救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例)】 請求コード:180070150
	325点、650点、750点、850点 ▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【緊急往診加算】は算定可能	325点、650点、750点、850点 ▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【緊急往診加算】は算定可能
	300点 【院内トリアージ実施料】 ▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【院内トリアージ実施料】は算定可能	300点 【院内トリアージ実施料(特例)】 請求コード:113045350 ▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【院内トリアージ実施料(特例)】は算定可能
オンライン診療 ▶ 介護老人福祉施設等に入所している患者 【再掲】	—————	950点 【救急医療管理加算1 (オンライン)(特例)】 請求コード:180070250 ▶ 医師が看護師と共にオンライン診療を実施
在宅酸素療法指導管理料2	2,400点 ▶ 新型コロナウイルス感染者も対象	2,400点 ▶ 新型コロナウイルス感染者も対象
抗ウイルス剤	抗ウイルス剤(新型コロナウイルス感染症)の薬剤料は算定可	抗ウイルス剤(新型コロナウイルス感染症)の薬剤料は算定可

<< 検査料・判断料 >>

核酸 検出	SARS-CoV-2核酸検出	700 点	微生物学的検査判断料	150 点
	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	700 点		
	SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出	700 点		
抗原 検出	SARS-CoV-2抗原検出(定性)	300 点	免疫学的検査判断料	144 点
	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス 抗原同時検出(定性)	420 点		
	SARS-CoV-2抗原検出(定量)	560 点		

※5月8日以降も検査料・判断料は算定可能ですが、公費支援の対象にはなりません。